

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）高崎市長

申請者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

高崎市定住促進空き家活用家賃助成金交付申請書

高崎市定住促進空き家活用家賃助成金交付要綱第8条の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

対象となる 建物など	空き家所在地	高崎市  ※空き家の所在地番を記入
	空き家所有者	(氏名) (住所)  ※原則として登記簿上の所有者を記入 所有者が死亡している場合は氏名の後に(亡)を記入
	空き家化した 時期	昭和・平成・令和 年 月頃から
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
入 居 年 月 日	年 月 日	
家 賃 額	月額	円（管理費、共益費等を除く）
助 成 金 申 請 額 (1か月の家賃×1/2(1,000円未 満は切り捨て)×____か月) ※上限月額20,000円		円

添付書類	(申請者全員が必要な書類)					
	<input type="checkbox"/> 1. 空き家化の経緯報告書 <input type="checkbox"/> 2. 入居予定者一覧表 <input type="checkbox"/> 3. 空き家の写真 (空き家全体、各部屋) <input type="checkbox"/> 4. 家賃額を確認できる書類 (賃貸借契約書など)					
備考	(該当する場合のみ必要な書類)					
	<input type="checkbox"/> 5. 空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類 (ガス・電気のいずれかの廃止を証明する書類、施設等の入所証明書など) <input type="checkbox"/> 6. 委任状 (代理人が申請手続きを行う場合) <input type="checkbox"/> 7. その他関係資料 ( )					
	受付月日	月	日	受付番号	第	号

【同意事項】 ※チェックを入れてください

- 1. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。
- 2. 本申請の対象となる賃貸借及び建物について、他の助成金の交付を受けていません。
- 3. 本申請の対象となる建物及びその敷地とは別の建物及びその敷地について、過去に高崎市空き家緊急総合対策事業のいずれかの助成金の交付を受けていません。
- 4. 本申請の審査及びその後の調査のため、市が私の住民基本台帳、課税状況、空き家の水道使用状況等の当該業務に必要な情報について確認することに同意します。
- 5. 本申請の審査及びその後の調査のため、市の職員が建物の敷地に立ち入ることに同意します。
- 6. 本申請の審査、その後の調査 (空き家対策、空き地対策、景観対策等) 及び課税適正化のため、市が関係部署及び委託先に申請内容等の当該業務に必要な情報を提供することに同意します。

私は、高崎市空き家緊急総合対策事業の本助成金の制度内容をすべて確認した上で、本申請書及び添付書類を市へ提出します。(市の審査で、本申請書類に不足書類や制度内容に合わない事項が判明した場合、制度内容に合った書類を確認できるまでは、助成金交付決定ができません。)

申請者 氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

(あて先) 高崎市長

申請者

住 所

氏 名

### 空き家化の経緯報告書

下記住宅の空き家化の経緯について報告いたします。

#### 記

1 住宅所在地

高崎市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

2 最終居住者（空き家になる前に居住していた人）

\_\_\_\_\_

3 空き家化の経緯

年月	経緯

#### チェックを入れてください

- 上記のとおり、\_\_\_\_年以上空き家となっており、報告の内容に相違ありません。
- 報告の内容と異なる事実や虚偽等が判明した場合、本助成金の対象とならず、助成金交付決定後、又は助成金支払い後であっても、その決定の取り消しや助成金の返還を求められることがあることを確認しました。

# (記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 高崎市長

申請者

住 所 高崎市高松町35-1

氏 名 高崎 住男

## 空き家化の経緯報告書

下記住宅の空き家化の経緯について報告いたします。

### 記

#### 1 住宅所在地

高崎市 高松町 1番地2

#### 2 最終居住者（空き家になる前に居住していた人）

高崎 スム子

#### 3 空き家化の経緯

年 月	経 緯
平成9年11月	申請者の両親が居住していたが、申請者の父、高崎 住十郎が持病のため死去。
平成15年8月	1人で居住していた申請者の母、高崎 スム子が死去。 申請者である高崎住男が土地と建物を相続しましたが、別に居宅を構えているため居住することはない、今日まで空き家となっています。 ※上記はあくまで記入の一例です。

### チェックを入れてください

- 上記のとおり、10年以上空き家となっており、報告の内容に相違ありません。
- 報告の内容と異なる事実や虚偽等が判明した場合、本助成金の対象とならず、助成金交付決定後、又は助成金支払い後であっても、その決定の取り消しや助成金の返還を求められることがあることを確認しました。





